

令和7年度 起工第19号
道路橋定期点検業務委託（その2） 特記仕様書

第1章 総則

第1条 本特記仕様書は、「道路橋定期点検業務委託（その2）」（以下、「本業務」という。）に適用する。

業務目的

第2条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、関係法規等及び担当職員の指示により実施するものとする。

業務内容

第3条 本業務は、橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害防止を図るための橋梁に関する効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るため、道路施設の中でも特に重要な橋梁について点検を行うものである。

管理技術者

第4条 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術管理部門又は建設部門）又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（鉄鋼造及びコンクリート）の資格保有者でなければならない。

照査技術者

第5条 照査技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術管理部門又は建設部門）又はRCCM（鉄鋼造及びコンクリート）の資格保有者でなければならない。

なお、本業務において照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。

点検員

第6条 橋梁定期点検を行う作業班の点検員のうち1名は下記の資格等のいずれかを有している者とする。

(ア)技術士（総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリート）（社）日本技術士会

(イ)技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）（社）日本技術士会

(ウ)コンクリート診断士（社）日本コンクリート工学協会

(エ)コンクリート構造診断士（社）プレストレストコンクリート技術協会

(オ)RCCM（鋼構造及びコンクリート）（社）建設コンサルタンツ協会

(カ)土木学会認定上級技術者（メンテナンス）（社）土木学会

(キ)橋梁点検技術研修会(※)の修了者

※実施期間：(財)道路保全技術センター(～平成15年)

(財)海洋架橋・橋梁調査会(平成16年～)

作業計画書

第7条 受注者は、契約締結後速やかに作業計画書を作成し業務着手前に承諾を受けなければならない。

業務カルテの登録

第8条 受注者は、契約時又は完了時において、請負金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が10日以内に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとするが、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

打合せ

第9条 打合せ協議は初回、中間(1回)、成果品納品時の3回を基本とする。また、初回及び成果品納品時には管理技術者が立ち会うものとする。

疑義

第10条 業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議すること。

第11条 本業務で参考とする資料は下記のとおりとする。

- (1) 道路橋定期点検要領(令和6年3月 国土交通省道路局)(以下、「定期点検要領」という)
- (2) 管理者のための橋梁点検の手引き(案)(令和7年3月 財団法人福岡県建設技術情報センター)
- (3) その他関連示方書等

第2章 業務内容

第12条 業務名 道路橋定期点検業務委託

第13条 対象橋梁 大木町役場が管理する道路橋58橋を対象とする。

第14条 業務内容

(1) 計画準備

1) 業務計画書作成

業務計画書及び、橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成を行う。

2) 資料収集整理

既存の点検結果調書等の資料を収集し、現地点検が実施できるよう整理する。

(2) 現地踏査

橋梁定期点検に先立って現地踏査を実施し、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査記録（写真撮影を含む）する。

(3) 定期点検

1) 現地点検及び診断（健全性の診断）

「定期点検要領」に基づき、橋梁点検車、高所作業車、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視で行うとともに、橋梁毎の健全性の診断を行う。

2) 点検記録様式の作成

点検結果及び診断結果について、「定期点検シート」及び「定期点検 損傷写真シート」を作成し、また「定期点検要領」の記入例に基づき、「別紙3点検表記録様式（その1）、（その2）」を作成し記録するものとする。

3) 損傷写真台帳作成

橋梁の部材単位で、損傷個所の写真撮影を行い。損傷写真台帳として取りまとめる。撮影に際し、ポール等の計測器を宛がい、次回の点検時に損傷の進行の有無が確認できるように撮影を行う。また、損傷が無い場合も、部材ごとの全景を撮影する。

(4) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等の取りまとめを行う。

(5) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納品時に行う。

1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合わせを行うとともに、橋梁点検

に必要な資料等の貸与を行う。

2) 中間打合せ

現地踏査終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて行う。

3) 成果品納品時

成果品の取りまとめが完了した時点で、打合せを行うものとする。

安全管理

第15条 本業務の実施に当たり、受注者は現地調査員の安全管理はもとより、規制を必要とする場合は交通上に則した適切な保安施設を設け、歩行者・一般通行車両に対する安全管理に努めるものとする。また、業務実施中に沿道の住民及び道路利用者から苦情のあった場合には、受注において丁寧に対応するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

成果品の提出

第16条 以下に示す成果品を各2部提出すること、成果品の様式は担当職員と協議のうえ決定する。

- ① 報告書（2部）
- ② 橋梁点検調書
- ③ 電子データ

第3章 道路メンテナンス事業の点検における新技術導入促進について

第17条 本業務は、点検方法を近接目視飲み限定しないため、近接目視と同等の健全の診断を行うことができる情報を得られる場合、近接目視以外の点検方法も活用できる。

なお、近接目視以外の点検方法を活用した場合、当面の間、設計変更の対象としない。

第18条 新技術を活用することでインフラメンテナンスの高度化・効率化を図るため、本業務の着手までに新技術の活用を検討すること。

なお、検討した結果を「新技術導入促進検討書」に記載し、監督職員と協議して承諾を得ること。

第19条 新技術の活用を検討する際には、点検支援技術性能カタログ（以下「カタログ」という。）に掲載されている技術を対象とすること。ただし、カタログに掲載されていない技術についても、カタログで示されている標準項目のうち「運動性能」や「計測性能」などが本業務の目的に対して満足する場合は、活用することができる。

- 1) 橋梁やトンネル等の点検に活用可能な技術について、技術の性能値の確認に用いる標準項目（点検支援技術の諸元や性能として表示すべき標準的な項目）をあらかじめ明示し、核技術の性能値をカタログ形式で整理・掲載したもの。

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/inspection-support/>

第20条 新技術を活用した場合、完成検査までに「新技術導入促進報告書」を監督職員に提出すること。